

平成 2 5 年

第 5 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

自 平成 25 年 8 月 2 日
至 平成 25 年 8 月 2 日

飯 館 村 議 会

平成25年第5回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	8. 2	金	本会議	午前10時00分	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 議案審議 閉 会

平成25年8月2日

平成25年第5回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

平成25年第5回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成25年8月2日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成25年8月2日 午前10時00分				
	閉会	平成25年8月2日 午前10時16分				
応（不応）び 招議及並 議員員 出席に欠席 12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	9番 大谷 友孝		10番 佐藤 八郎		11番 志賀 毅	
職務出席者	事務局長 齊藤 修一		書記 山田 郁子		書記 佐藤 将樹	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	住民課長	濱名 光男	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	生活支援対策課長	細川 亨	○	会計管理者	但野 正行	○
	教育委員長	佐藤 眞弘	○	教育長	八巻 義徳	○
	教育課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	佐藤 榮一	○
	農業委員会 会長	菅野 宗夫	○	農業委員会 会長	但野 正行	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年8月2日(金)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第6号 飯舘村議会議員定数に関する調査特別委員会の報告
- 日程第 4 発議第7号 飯舘村議会議員定数条例の一部を改正する条例

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） 本日の出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第5回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、その他案件1件、条例案件1件、計2件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。7月18日に、総務文教並びに産業厚生常任委員会が、合同により原発事故現場状況調査並びに東京電力への要望書提出のため檜葉町及び大熊町の東京電力の施設を訪問。

次に、7月31日に、産業厚生常任委員会が復興の進捗状況、帰村した高齢者の状況と生活福祉施策、帰村後に誘致した企業の現地調査のため川内村を訪問。

次に、飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会から、お手元に配付のとおり報告書が提出されております。

次に、議会運営委員会が、7月29日、議会議員定数改定に係る議会運営等について協議のため、本日本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から6月分の月例出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、発議第6号 飯舘村議会議員定数に関する調査特別委員会の報告

議長（佐藤長平君） 日程第3、発議第6号飯舘村議会議員定数に関する調査特別委員会の報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

飯舘村議会議員定数に関する調査特別委員長（志賀 毅君） おはようございます。

本委員会に付託されました調査事件について、飯舘村議会議員定数に関する調査については、飯舘村議会会議規則第47条第2項の規定により、次のとおり報告します。

これまで、議員定数につきましては平成14年12月地方分権一括法に基づき議員定数条例を制定、定数をそれまでと同じ18名とし、その後、平成15年に村有権者に対する議会議員定数アンケート調査及び住民懇談会を踏まえ、同年9月に議会議員定数条例を改正し、4人を削減して定数を14名としたところであります。さらに、平成18年9月には、村の自立に向けた行政改革懇談会から村への提言内容を踏まえた当議会全員協議会で議論の結果2人を削減し、定数を12名とし、現在に至っているところでありますが、このたびの原発事故による村民の避難の現状や、最近、近隣市町村の議員定数の状況を鑑み、議会議員定数問題を議会運営並びに村の復興、再生などの総合的な見地から調査を行ってきました。

平成25年6月21日に委員会を設置後、慎重に調査を行ったその調査の結果についてご報告いたします。

調査の結果としては、7月26日開催の第2回特別委員会では、現在までの過去の議員定数条例の改正状況並びに近隣市町村の改正の状況など、資料を基に協議を行い、特別委員会決定時期の減員活動と村民負託の状況等が話し合われ、調査期間が短い、本意ではあるが、村民の声や今後の人口予想を鑑み、慎重に調査を進めるべき、現状維持、2名程度削減などの意見が出された結果、議員定数削減の方向で調整することが確認された。

さらに、7月30日開催の第3回特別委員会において、第2回特別委員会に引き続き委員の意見を聴取し、さらに具体的に各委員の発言による個別意見の聴取を行った結果、委員10名中2名が「定数改正なし」、8名が「2名の定数削減」という結論に達したものであります。

以上、特別委員会の報告とします。

議長（佐藤長平君） 本件、委員長報告に対する質疑はこの際省略いたします。

委員長、自席に戻ってください。

これから討論を行います。

10番（佐藤八郎君） 発議第6号議会議員定数に関する調査特別委員会の報告について、反対の立場で発言をいたします。

定数に関する調査特別委員会において、現在における村民の状況や声が挙げられ審議されましたが、私が考える議会は、住民の福祉を考え住民の立場に立って判断すること、村長の独断専行を許さないことなど、具体的政策を決定することと、執行機関の行財政の運営や事務処理、事業実施が適法、適正に、しかも公平、公正、効率的に、民主的になされているかどうかを批判し監視することとあります。すべての村民の人生を、村の発展しようとする芽を根底から根こそぎ奪った忌まわしい原発事故は、現在も先も見えない、家族

も地域もばらばらにしたままであります。こんなときこそ住民の声をつかみ、行政に生かし、住民全体の代表者、奉仕者としての役割、責任が求められているのであります。3,100世帯以上に分かれている家族、議会議員としては3割の居住しかわからない中であることからしても、定数は現状維持で、議会議員の使命、責任を果たすことが、今多くの村民から求められていると私は考え、発言を終わります。

議長（佐藤長平君） ほかに討論ありませんか。

9番（大谷友孝君） 私は、賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

委員長報告にもございましたけれども、定数削減については2名から4名という数で議論がされました。また、定数改正必要なしという方もございましたけれども、今次、避難中ということで、村民の声、これは当然行政に届けるという我々の使命がございますけれども、一方では、近隣町村においてもさらなる行財政の改革が求められている中で、定数削減に踏み切っている町村もあるという調査の結果を踏まえて、やはり村民に帰村あるいは再生等々に先立ち、行財政のさらなる改革が求められる中では、議会みずから身を削り、その覚悟を村民に示すことも必要だろうということで、議員定数削減2名という結論に達したところであります。賛同者も委員長初め8名という方が2名削減ということで合意をしたところであります。

まさに本意ではないところでの削減ということではありますけれども、ただ、新人にも門戸を開くという配慮もいたしたところでありますので、同僚議員の賛同を切に望みながら討論を終わります。以上です。

議長（佐藤長平君） お諮りします。発議第6号飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会の報告について採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） この採決は、起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤長平君） 起立9、多数です。よって、発議第6号飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会の報告の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第7号 飯館村議会議員定数条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 引き続き、日程第4、発議第7号飯館村議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第7号飯館村議会議員定数条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明にかえます。

飯館村議会議員定数条例の一部を改正する条例。

飯館村議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本文中「12人」を「10人」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成25年9月29日任期満了に伴う一般選挙から適用する。

以上であります。

議長（佐藤長平君） お諮りします。この件につきましては、質疑を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

提案者は自席へ戻ってください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号飯館村議会議員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

議長（佐藤長平君） この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤長平君） 起立9名、多数であります。よって、発議第7号飯館村議会議員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第5回飯館村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時16分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年8月2日

飯 館 村 議 会 議 長	佐 藤 長 平
” 会議録署名議員	大 谷 友 孝
” 会議録署名議員	佐 藤 八 郎
” 会議録署名議員	志 賀 毅